【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年４月23日
【会社名】	プライムワークス株式会社
【英訳名】	Primeworks Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　池田 昌史
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田須田町一丁目23番地１
【電話番号】	03-5209-1590(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員企画部長　中野 隆司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田須田町一丁目23番地１
【電話番号】	03-5209-1590(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員企画部長　中野 隆司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【提出理由】

当社は、平成24年４月23日開催の当社取締役会において、当社を存続会社、当社の連結子会社であるカタリスト・モバイル株式会社（以下「カタリスト・モバイル」といいます。）を消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行う決議をし、同日付で合併契約を締結したため、金融商品取引法第24条の５第４項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号及び第19条第２項第７号の３の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

１．特定子会社の異動に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第３号に基づく報告）

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称	カタリスト・モバイル株式会社
住所	東京都千代田区神田須田町一丁目23番１号
代表者の氏名	代表取締役社長 髙橋 豊志
資本金の額	210百万円（平成24年２月期）（注）
事業の内容	モバイルプラットフォームの開発

（注）本臨時報告書提出日現在の資本金の額は226百万円となっております。

(2) 当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

①当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前	1,929個
異動後	－個（本合併により消滅予定）

②当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前	100%
異動後	－%（本合併により消滅予定）

(3) 当該異動の理由及びその年月日

①異動の理由

本合併により、カタリスト・モバイルが消滅することによるものであります。

②異動の年月日

平成24年６月１日(予定)（本合併の効力発生日）

２．本合併に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の３に基づく報告）

（１）本合併の相手会社についての事項

①商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	カタリスト・モバイル株式会社
本店の所在地	東京都千代田区神田須田町一丁目23番１号
代表者の氏名	代表取締役社長 髙橋 豊志
資本金の額	210百万円（平成24年２月期）（注）１
純資産の額	570百万円（平成24年２月期）
総資産の額	941百万円（平成24年２月期）
事業の内容	モバイルプラットフォームの開発

（注）１．本臨時報告書提出日現在の資本金の額は226百万円となっております。
２．本合併の効力発生日は平成24年６月１日を予定しています。

②最近３年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	平成22年２月期	平成23年２月期	平成24年２月期
売上高（百万円）	839	1,046	1,718
営業利益（百万円）	131	133	323
経常利益（百万円）	122	125	313
当期純利益（百万円）	120	87	157

③大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（%）
プライムワークス株式会社	100

④提出会社との資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社はカタリスト・モバイルの発行済株式の全てを保有しております。
人的関係	当社の取締役３名が同社の取締役を兼務しており、監査役１名が同社の監査役を兼務しております。
取引関係	当社との間で売買契約、不動産賃貸借契約、業務委託契約、出向契約等の取引があります。

（２）本合併の目的

当社が事業を営む携帯電話市場においては、現在、フィーチャーフォンからスマートフォンへの急速なシフトが進んでおり、技術やサービスのみならず、ビジネスモデルや競争環境を含めて携帯電話業界全体の事業構造自体が非常な勢いでダイナミックに変化しつつあります。この環境変化に敏速に対応していくためには、当社グループ内に擁する諸資源を統一的に運用し、一丸となって事業運営にあたっていくことが必須であると考えております。

当社グループは、当社を含め５社により構成されていますが、営業から開発までのトータルな事業機能を有するのは、当社とカタリスト・モバイルの２社であり、他の３社は、開発及び制作を担う専門会社として機能しております。本合併は、総合的な事業機能を有する２社を合併し統一組織とすることで、市場構造の変化に敏感に対応できる体制を作り、事業展開の方向性を見極める俊敏な判断や敏速なリソース投入を実現するものであります。

当社では、平成20年10月28日にカタリスト・モバイルの発行済株式の70%を取得（子会社化）して以来、人材の交流、出資比率の引き上げを行い、一体運営に向けて体制を整備してまいりました。その一環として、平成24 年４月17 日よりカタリスト・モバイルを100%子会社といたしました。そして今般、市場環境も踏まえ、本格的な経営統合に踏み切るものであります。

なお、当社は、平成24年５月下旬に開催予定の当社第８回定時株主総会で定款の一部変更が承認されること及び本合併の効力が発生することを条件として、本合併の効力発生日をもって、商号を「ネオス株式会社」に変更することを計画しております。新商号「ネオス株式会社」の「ＮＥＯＳ」は、ギリシャ語で、「新しい」を意味する言葉であり、まさに“新”体制の下、スマートフォン“新”時代のリーディングカンパニーに向けて、当社は、一層の企業価値向上に努めて行く所存です。

（３）本合併の方法、本合併に係る割当ての内容その他の本合併契約の内容

①本合併の方法

当社を存続会社、カタリスト・モバイルを消滅会社とする吸収合併方式で、カタリスト・モバイルは解散します。

なお、当社は、会社法第796条第３項の規定に基づき、株主総会の承認を得ることなく簡易吸収合併の手続きにより、カタリスト・モバイルは、会社法第784条第１項に基づき、株主総会の承認を得ることなく略式吸収合併の手続きにより、本合併を行う予定です。

②本合併に係る割当ての内容（合併比率）

当社はカタリスト・モバイルの発行済株式の全てを保有しているため、本合併による当社の株式その他の金銭等の割当てはありません。

③本合併消滅会社の新株予約権及び新株予約権社債に関する取り扱い

当社は、本合併に際して、効力発生の前日終了時点におけるカタリスト・モバイルのストックオプションとしての第５回新株予約権（平成22年11月30日発行、以下「第５回新株予約権」といいます。）及び第７回新株予約権（平成24年２月29日発行、以下「第７回新株予約権」といいます。）の新株予約権者（以下、それぞれ「第５回新株予約権者」及び「第７回新株予約権者」といいます。）に対して、第５回新株予約権に代わる新株予約権として、その所有する第５回新株予約権１個につき、後記（６）「合併契約書」記載の合併契約書の別紙１記載の内容の当社第14回新株予約権１個の割合をもって、また、第７回新株予約権に代わる新株予約権として、その所有する第７回新株予約権１個につき、後記（６）「合併契約書」記載の合併契約書の別紙２記載の内容の当社第15回新株予約権１個の割合をもって、当社新株予約権を割当て交付（以下「本新株予約権割当」といいます。）いたします。

なお、カタリスト・モバイルにおいて、これ以外の新株予約権及び新株予約権付社債は、現時点において存在せず、また、効力発生日の前日終了時点までに発行する予定もありません。

また、本新株予約権の割当ての内容の算定に関する事項は、以下のとおりです。

(ⅰ)算定の基礎

当社は、本新株予約権割当における相当性を担保するため、当社及びカタリスト・モバイルから独立した第三者算定機関として有限責任監査法人トーマツ（以下「トーマツ」といいます。）にカタリスト・モバイルの株式価値の算定を依頼いたしました。トーマツは、カタリスト・モバイルの株式価値について、株価倍率法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）分析による算定を行い、当社は、カタリスト・モバイルの株式価値算定書を取得いたしました。トーマツによるカタリスト・モバイルの普通株式１株当たりの株式価値は、下表の通りとなります。

評価手法	カタリスト・モバイル 株式価値（１株当たり）
株価倍率法	553,000～591,000円
DCF法	534,000～616,000円

なお、株価倍率法については、平成24年３月30日を算定基準日とした類似会社の直近の１ヶ月、３ヶ月及び６ヶ月間の終値平均株価及び直近本決算の数値を使用しております。

トーマツは、株式価値の算定に際して、当社及びカタリスト・モバイルから提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確且つ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、カタリスト・モバイルの資産及びその所有に関する法的情報について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。カタリスト・モバイルの財務予測については、カタリスト・モバイルの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としております。

なお、トーマツがDCF法の前提としたカタリスト・モバイルの将来の利益計画については、大幅な増減益は見込んでおりません。

また、当社の本合併契約締結日の前日の終値、直前１ヶ月、３ヶ月及び６ヶ月間の終値平均株価は、それぞれ66,600円、70,952円、73,578円、及び72,271円となっております。

当社及びカタリスト・モバイルは、当社の本合併契約締結日の前日の終値、直前１ヶ月、３ヶ月及び６ヶ月間の終値平均株価並びにカタリスト・モバイルの株価の算定結果を踏まえて、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等を総合的に勘案し、両社で協議及び交渉を重ねた結果、当社については、最も高い値である３ヶ月間の終値平均株価73,578円を、カタリスト・モバイルについては591,000円をそれぞれの基準となる株価とすることに合意いたしました。

これらを踏まえますと、当社とカタリスト・モバイルの株価の比率は以下の通りとなります。

	当社 （存続会社）	カタリスト・モバイル （消滅会社）
合併比率	1	8.03（注）

（注）少数点以下第３位を四捨五入しています。

かかる株価の比率及び各新株予約権の内容を踏まえ、カタリスト・モバイルが発行している第５回新株予約権及び第７回新株予約権については、効力発生の前日終了時点におけるカタリスト・モバイルの新株予約権原簿に記載又は記録されている各新株予約権者に対し、その保有する各新株予約権に代わる別紙１又は２記載の内容の当社第14回新株予約権又は当社第15回新株予約権をそれぞれ交付いたします。
なお、上記比率を決定するにあたり、当社の普通株式及びカタリスト・モバイルの新株予約権について、第三者からの評価書は取得しておりません。

(ⅱ)算定の経緯
当社及びカタリスト・モバイルは、本合併契約締結に際し、一連の取引の透明性・公平性を期すため、第三者算定機関として、トーマツに、カタリスト・モバイルの普通株式に係る株式価値の算定を依頼し、株価倍率法及びDCF法の各手法を用いてカタリスト・モバイルの株式価値を算定し、上記「(ⅰ）算定の基礎」に記載された算定結果を得ました。また、当社の本合併契約締結日の前日の終値、直前１ヶ月、３ヶ月及び６ヶ月間の終値平均株価は、上記「(ⅰ）算定の基礎」に記載したとおり、それぞれ66,600円、70,952円、73,578円、及び72,271円となっております。当社及びカタリスト・モバイルは、トーマツより入手した株式価値算定書における算定結果及び当社の株価を参考として、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等を総合的に勘案し、両社で協議及び交渉を重ねた結果、最終的に上記比率が相当であるとの判断に至り合意いたしました。

(ⅲ)算定機関との関係
トーマツは、当社及びカタリスト・モバイルの関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

④その他の本合併契約の内容
当社及びカタリスト・モバイルが平成24年４月23日に締結した合併契約の内容は、後記（６）「合併契約書」のとおりです。

（４）本合併に係る割当ての内容の算定根拠
該当事項はありません。

（５）本合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	プライムワークス株式会社（注）１
本店の所在地	東京都千代田区神田須田町一丁目23番地１
代表者の氏名	代表取締役社長 池田 昌史 代表取締役会長 髙橋 豊志（注）２
資本金の額	949百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	携帯電話・インターネットに関するプラットフォーム開発、コンテンツサービスの提供、ウェブサイトの構築・運用、モバイルソリューションの提供

（注）１．当社は、本合併の効力発生日をもって商号を「ネオス株式会社」に変更することを計画しております。
２．本合併の効力発生日以後における当社代表取締役として、髙橋豊志を新たに選定することにつき内定しております。なお、髙橋豊志の当社代表取締役への就任については、平成24年５月下旬に開催を予定しております当社第８回定時株主総会及びその後に開催が予定されております当社取締役会において正式に決定する予定であります。また、かかる就任については、本合併の効力が平成24年６月１日をもって発生することが条件となる予定です。

（６）合併契約書

合併契約書の内容は次のとおりであります。

合併契約書

プライムワークス株式会社（以下「甲」という。）とカタリスト・モバイル株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （本合併）

甲及び乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併し（以下「本合併」という。）甲は乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。

第2条 （合併をする会社の商号及び住所）

本合併に係る吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社
甲：商号 プライムワークス株式会社
住所 東京都千代田区神田須田町一丁目23番地１

(2) 吸収合併消滅会社
乙：商号 カタリスト・モバイル株式会社
住所 東京都千代田区神田須田町一丁目23番１号

第3条 （本合併の効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は平成24年６月１日とする。但し、本合併の手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第4条 （本合併に際して交付する金銭等）

甲は、甲が乙の発行済株式のすべてを所有しているので、本合併に際して、乙の株主に対して、乙の株式に代わる金銭等を交付しないものとする。

第5条 （資本金及び準備金の額等）

甲が、本合併により増加する資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額　０円
(2) 資本準備金の額 ０円
(3) 利益準備金の額 ０円

第6条 （新株予約権）

1．甲は、本合併に際して、効力発生日の前日の最終の乙の新株予約権原簿に記載又は記録された乙の第５回新株予約権（以下「乙第５回新株予約権」という。）の新株予約権者に対して、乙第５回新株予約権に代わり、効力発生日の前日終了時点における乙第５回新株予約権の総数と同数の別紙１の内容を有する甲の第14回新株予約権（以下「甲第14回新株予約権」という。）を発行し、乙第５回新株予約権１個につき、甲第14回新株予約権１個の割合をもって、割当て交付するものとする。

2．甲は、本合併に際して、効力発生日の前日の最終の乙の新株予約権原簿に記載又は記録された乙の第７回新株予約権（以下「乙第7回新株予約権」という。）の新株予約権者に対して、乙第7回新株予約権に代わり、効力発生日の前日終了時点における乙第７回新株予約権の総数と同数の別紙２の内容を有する甲の第15回新株予約権（以下「甲第15回新株予約権」という。）を発行し、乙第7回新株予約権１個につき、甲第15回新株予約権１個の割合をもって、割当て交付するものとする。

第7条 （合併承認株主総会）

1．甲は、会社法第796条第３項の規定に基づき、本契約について同法第795条第１項の株主総会の承認を受けることなく合併する。

2．乙は、会社法第784条第１項本文の規定に基づき、本契約について同法第783条第１項の株主総会の承認を受けることなく合併する。

第8条 （会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって業務の運営及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し、合意の上、これを行う。

第9条 （合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 （本契約書に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上定める。

本契約締結の証として本書１通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

平成24年４月23日

甲 東京都千代田区神田須田町一丁目23番地１
プライムワークス株式会社
代表取締役　池田 昌史

乙 東京都千代田区神田須田町一丁目23番１号
カタリスト・モバイル株式会社
代表取締役　髙橋 豊志

別紙１

当社第14回新株予約権の内容

1．新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社の普通株式904株とする。（新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は８株）
なお、当社が当社の普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 株式分割（又は株式併合）の比率

さらに、当社が合併又は会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に上記1.に定める新株予約権１個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。
行使価額は金41,096円とする。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{株式分割（又は株式併合）の比率}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \dfrac{新規発行株式数 \times １株当たり払込金額}{調整前行使価額}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
さらに、当社が合併、会社分割若しくは資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3．新株予約権の権利行使期間
平成24年12月１日から平成32年11月28日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

4．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(1) 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。
(2) 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5．譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

6．新株予約権の行使の条件
(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、従業員又は社外協力者として取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。

(2) その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

7．新株予約権の取得事由及び条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転計画書承認の議案が株主総会又は取締役会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

8．当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、3.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4.に準じて決定する。

(7) 新株予約権の行使の条件
上記6.に準じて決定する。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(9) 再編対象会社による新株予約権の取得
上記7.に準じて決定する。

9．端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10．細目事項

新株予約権に関する細目事項は、別途開催される取締役会決議により決定する。

以上

別紙２

当社第15回新株予約権の内容

1．新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社の普通株式2,800株とする。（新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は８株）
なお、当社が当社の普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 株式分割（又は株式併合）の比率

さらに、当社が合併又は会社分割を行い本新株予約権が承継される場合等、新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整を行うものとする。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に上記1.に定める新株予約権１個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。
行使価額は金54,795円とする。
なお、当社が当社の普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{株式分割（又は株式併合）の比率}$$

また、当社が当社の普通株式につき行使価額を下回る価額で株式の発行又は自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \dfrac{新規発行株式数 \times １株当たり払込金額}{調整前行使価額}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」に読み替えるものとする。
さらに、当社が合併、会社分割若しくは資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

3．新株予約権の権利行使期間
平成26年３月１日から平成34年２月27日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

4．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(1) 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。
(2) 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5．譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

6．新株予約権の行使の条件
(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、従業員又は社外協力者として取締役会で認定された者であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による行使は認めない。

(2) その他の新株予約権の行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

7．新株予約権の取得事由及び条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転計画書承認の議案が株主総会又は取締役会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使の条件を満たさず新株予約権を行使できなくなった場合には、当社は取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

8．当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、3.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4.に準じて決定する。

(7) 新株予約権の行使の条件
上記6.に準じて決定する。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(9) 再編対象会社による新株予約権の取得
上記7.に準じて決定する。

9．端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10．細目事項

新株予約権に関する細目事項は、別途開催される取締役会決議により決定する。

以上